平成27年(2015年) 8月31日 第 3 回 常 任 委 員 会 決 定 令和元年(2019年) 5月17日 第 7 回 総 会 一 部 改 正

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。) の広報については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、両大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、両大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や両大会の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体 との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、両大会の積 極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、両大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、 歴史、文化、自然等の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。
- 3 両大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を 制定し、その普及を図ることにより、両大会開催の機運を高める。
- 4 両大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、両大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。